

平成28年 5月16日

## 平成28年度 監事監査計画

監事 野上 智行

監事 高橋 超

### 1. 監査の基本方針

国立大学法人広島大学監事監査規則(平成16年4月1日制定、平成27年3月24日最終改正)に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するため監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

なお、監査の実施に際しては、「監事監査に関する指針」(国立大学法人等監事協議会、平成27年11月策定)に依拠することとする。

### 2. 監査事項

広島大学監事監査規則第4条に定める事項について監査を実施する。

#### (1) 業務監査

- ① 大学の管理運営に関する事項
  - ・ 中期計画及び年度計画の実施状況
  - ・ 効率的な管理運営及び内部統制の推進状況
- ② 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
  - ・ 人事制度、人事政策の実施状況
  - ・ 労務管理の実施状況
  - ・ 研修(FD、SDなど)の実施状況
  - ・ 労働環境等の整備状況
- ③ 財務に関する事項
  - ・ 教育研究経費の配分及び執行状況
  - ・ 全学裁量経費の執行状況
  - ・ 経費節減への具体的な実施状況
- ④ 施設・資産管理に関する事項
  - ・ 施設、資産の有効活用の状況
- ⑤ 教育・研究支援に関する事項
- ⑥ 学生生活支援に関する事項
- ⑦ その他大学の管理運営に関する事項

## (2) 会計監査

- ① 決算(年次及び月次)の状況
- ② 資金運用の状況
- ③ 資産の管理・活用状況
- ④ 人件費・旅費の支給状況
- ⑤ 債権管理の実施状況

## 3. 監査の方法

### (1) 業務監査

業務監査は、役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会などの主要な会議に陪席するとともに、書面及び担当責任者へのヒアリング等によって実施する。

### (2) 会計監査

会計監査は、会計監査人の監査結果の妥当性を判断することによって行う。

## 4. 監査の時期

### (1) 業務監査

業務監査は、平成 28 年 4 月から平成 29 年 6 月の間、適宜実施する。

### (2) 会計監査

会計監査は、決算終了後の平成 29 年 6 月に実施する。

## 5. 監査報告書の作成

監査報告書は、平成 29 年 6 月に作成し、学長に開示した後、文部科学大臣に提出する。

## 6. 学長との定期的ミーティング

学長と定期的なミーティングを実施し、監査状況を適宜フィードバックするとともに、学長からの意見等を聴取し、監査に活かしていくものとする。

## 7. その他

その他必要に応じて監査を行うべきものと判断した事項については、その都度監査を実施するものとする。